

山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例新旧対照表【平成二十四年山梨県条例第五十六号】（第四条関係）

新	旧
<p>(生活相談員の責務)</p> <p>第二十二條 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>二・三 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(生活相談員の責務)</p> <p>第二十二條 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画又は同法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>二・三 略</p> <p>2・3 略</p>